

## 教育委員会からお知らせ

### 平成28年度土曜授業の実施について

教育委員会では学力向上推進のため、平成26年度から「土曜授業」の取り組みを行っています。  
土曜授業とは、

児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日、日曜日・祝日を活用して、  
教育課程内の学校教育活動を行うこととされています。

(土曜授業の実施内容)

平成28年度の「土曜授業」についても、平成27年度と同様、学校行事に限らず一般教科の授業も合わせ年間12～13日程度行うことを計画しています。

(土曜授業の必要性)

土曜授業を実施することにより生じる余剰時数を利用し、平日の時間割に余裕を持たせ、学力向上のための反復学習の時間や充実した児童会・生徒会活動の時間に充てることを目的として実施します。

学校では、小清水町立学校「土曜授業」設定に関する原則に基づき「土曜授業」の具体的な日程を定めておりますので、今後も地域行事や各種大会の日程を決定する際には、この点についてご配慮くださるよう保護者の皆さま、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### 平成28年度「小清水町奨学金」貸付申請受付のご案内

平成28年度「小清水町奨学金」の貸付を希望される方は、期日までに申請してください。

- ▶ 奨学生の資格 (貸付対象者) 本町住民のお子さんで、高等学校以上の学校に就学または在学し、行動が善良で、学業が優秀と認められ、身体が健康であり家庭の事情などから学資の支弁が困難と認められる方。  
※申請者等の所得や申請者世帯のご事情を考慮した上で選考させていただきます。
- ▶ 申請に必要な書類 (1) 貸付申請書 (2) 履歴書 (3) 所要額調書 (4) 学校長の推薦書 (5) 健康診断書 (6) 過去3年間の学業成績証明書 (7) 在学証明書 (8) 同意書(世帯及び保証人の所得等の閲覧同意書)
- ▶ 貸付限度額 ・高等学校 月額10,000円 ・大学以上(高専・短大・専修学校含む) 月額40,000円 ・留学 月額50,000円
- ▶ 償還期限 学校卒業後1年の猶予期間を設け10年以内
- ▶ 申請期日 平成28年4月25日(月)
- ▶ その他 ご不明な点や申請に必要な書類は下記担当係に用意していますのでお申し出ください。

### 学用品費などの援助について

小学校・中学校に通うお子さんを持ち、経済的理由で学用品の購入等のことでお困りの世帯に就学費用の一部を援助します。

- ▶ 援助の内容  
・就学のための援助[学用品費、修学旅行費、体育実技用品費(小学1・4年生:スケート、中学1年生:スキー)]  
・PTA会費 ・生徒会費など  
・クラブ活動費・医療費(学校保健安全法に定められる疾病(虫歯、中耳炎等))
- ▶ 認定のしくみ  
これらの援助は、世帯の生活状態や所得などを総合的に判断し、関係機関と協議のうえ教育委員会が認定します。
- ▶ 認定にあたっては、次のようなことを参考にします。  
・世帯の職業が不安定あるいは長期療養、災害や事故等のケガなどで収入が少ない  
・生活保護が停止または廃止となった世帯  
・母子家庭で児童扶養手当を受給し、著しく生活が困難な世帯  
・税金が軽減されている世帯  
・前年度の所得が低い世帯(所得の確定申告を必要とする世帯は、必ず確定申告を済ませてください。)
- ▶ 申請方法  
援助を希望する世帯は、各学校もしくは下記お問い合わせ先にお申し出ください。

【申請・お問い合わせ先】 教育委員会生涯学習課学校教育係 ☎(62) 2310

# 「町長への手紙」



これからの「まちづくり」のため、  
皆さんのご意見をお待ちしています!!

地方自治体は今、少子高齢化や人口の減少とともに地域経済の活力が低下するなど、多くの課題と直面しています。  
このような状況の中で、公共料金や施設の管理運営方法の見直しなど、行政運営の効率化と身の丈にあった財政運営を図るため、多くの取り組みを進めてきました。  
将来にわたって安心して住み続けられる地域づくりを目指し、これからのまちづくりに対する皆さまのご意見をお待ちしております。  
お寄せいただいたご意見等は、今後の町政運営に活用させていただきます。町民の皆さまに安心して住んでいただけるまちづくりを推進して参ります。

## ▽テーマ△

- ① 安全で安心なまちづくり  
(防犯・防災など)
- ② 教育・福祉の充実  
(教育・福祉・子育てなど)
- ③ 農林業・商工観光の振興  
(農業・林業・商業・観光など)
- ④ 町行財政改革の推進  
(公共料金・公共施設など)
- ⑤ 役場庁舎の業務  
(窓口・職員の対応・利用のしやすさなど)

## ◆応募方法

- ①上記5つのテーマから1つ選択し、内容についてご意見をお寄せください。
  - ②住所氏名を必ずご記入ください。
  - ③ご意見をお寄せいただく際は、本誌に折り込まれている「町長への手紙」郵便用紙をご利用ください。また、Eメールをご利用いただいても結構です。
  - ④本誌の郵便用紙をご利用の場合は、指示のとおり折り、のり付けして、切手を貼らずに郵便ポストに投函してください。
- ◆差出有効期限  
平成28年3月31日(木)
- ◆その他  
皆さまからお寄せいただいたご意見の概要は、町広報に掲載させていただきます。
- ◆お問い合わせ先  
企画財政課 企画財政係 ☎(62) 4471  
Eメール: kikakumgr@town.koshimizuhokkaido.jp